

### 改正相続税対策

Q：内容

平成 27 年 1 月から改正相続税法が施行されると聞きましたが、今からでも間に合う相続税対策は何かありますか？

A：生前贈与の特例の活用をお勧めします！！

1. 平成 26 年 12 月末が適用期限となる贈与税特例は、以下の通りです。

#### (1) 住宅取得資金の贈与税非課税制度

##### 制度概要

直系尊属（父母、祖父母等）から取得資金贈与を受けた場合の贈与税非課税特例です。

##### 受贈者の適用要件

- ）受贈年の 1 月 1 日現在で 20 歳以上
- ）合計所得金額が 2,000 万円以下
- ）受贈年の翌年 3 月 15 日までに居住する、又は確実に居住見込み。

非課税限度額：500 万円

（一定の省エネ等住宅は 1,000 万円）

##### 留意点

期限内確定申告が必要で、相続時精算課税との併用も可能です。

#### (2) 相続時精算課税制度の特例

##### 制度概要

住宅取得資金贈与は、特例として親が 65 歳未満でも相続時精算課税制度を選択可能です。

##### 受贈者の適用要件

- ）受贈年の 1 月 1 日現在で 20 歳以上、
- ）受贈年の翌年 3 月 15 日までに居住する、又は確実に居住見込み。

非課税限度額：2,500 万円

留意点：期限内確定申告と届出が必要です。

2. その他に検討したい生前贈与対策は、以下の通りです。

### (1) 教育資金の贈与税非課税制度

#### 制度概要

金融機関等との一定契約により、直系尊属（祖父母等）から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税特例です。

非課税限度額：1,500万円

（学校等以外は500万円）

適用期限：平成27年12月末までの贈与分

#### 留意点

）受贈者が30歳到達時に残額があれば贈与税がかかります。

）教育資金非課税申告書を金融機関等経由で提出します。

### (2) 暦年贈与の利用

相続税率によって基礎控除額（110万円）を超えても低贈与税率の範囲内で暦年贈与が利用できます。

### (3) 自社株評価と贈与のタイミング

自社株評価の際、類似業種比準価額の計算に用いる類似業種株価は、今年中ならば比較的評価の低い前年度平均株価を選択出来ます。最近の日経平均株価上昇により来年1月以降贈与分の自社株評価は上昇の可能性大です。よって自社株は年内の贈与・譲渡がお勧めです。

なお、各種非課税特例等の期限延長は、来年1月公表予定の平成27年度税制改正大綱でご確認下さい。